

國學院大學学術情報リポジトリ

講演録

遣唐使・遣渤海使の報告に見る唐の情勢(1)『日本書紀』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金子, 修一, Kaneko, Shuichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000969

講演録

遣唐使・遣渤海使の報告に見る唐の情勢（一）——『日本書紀』——

金子修一

要旨

『続日本紀』及び『日本後紀』に収録された遣唐使の帰朝報告には、中国側の史料に伝えられていない唐の貴重な情報を含むものがある。一方『日本書紀』には、六五九年発遣の第四次遣唐使の旅日記に相当する「伊吉博徳書」等が原注の四箇所に分載されている。従来「伊吉博徳書」については、翌年の唐の百済征討に関わる情報の漏洩を防ぐために、同年末に彼等の長安に幽閉されたことが注目されてきた。しかし彼等は十一月一日冬至、すなわち一九年に一度の朔旦冬至の洛陽での朝会に参加しており、この点は唐の皇帝が自身で挙行した冬至の朝賀の礼に関する唯一の記録となる。また、『唐会要』『旧唐書』『資治通鑑』等の記述を参照すると、彼等は高宗の并州（太原）巡幸中に長安に送られたのであり、そこに第四次遣唐使に対する唐側の厳しい対応を窺うことができる。彼等は六六〇年九月に解放され、十一月には洛陽で百済の義慈王以下の王族等が捕虜として献上された儀礼を実見している。これは、唐代の献俘儀礼の貴重な記録である。また、その儀礼の行われた則天門（応天門）南の横街を朝堂と記しているが、これは唐の洛陽の朝堂に関する貴重な情報となる。

以上のように、唐側の史料と照らしながら「伊吉博徳書」を検討すると、従来あまり知られていなかった唐代の史実を引き出すことができるのである。

【キーワード】第四次遣唐使 伊吉博徳書 朔旦冬至 献俘儀礼 朝堂

一 はじめに

『日本書紀』『続日本紀』の処々には、遣唐使の齎した唐の情報が記されている。例えば、『日本書紀』齐明天皇五年（六五九）七月戊寅條所引の「伊吉博徳書」には、同年七月に発遣された第四次遣唐使がその年（唐高宗・顯慶四年）の一二月に、翌年の唐の百濟征討を前に長安で幽閉されたことが記されている。また、『続日本紀』孝謙天皇・天平勝宝六年（七五四）正月丙寅條の第一二次遣唐使の副使大伴古麻呂の上奏では、古麻呂が唐の朝廷で新羅の使節と席次を争ったことが報告されている。これらは中国史研究者にも良く知られた事実である。

しかし、遣唐使による唐の報告には二種類あり、一つは以上のような日本の遣唐使自体に関わる報告である。いま一つは「唐消息」として、必ずしも遣唐使自体には関係しない純粋な唐の情勢に関わる報告であり、『続日本紀』光仁天皇・宝龜九年（七七八）一〇月乙未條の第一六次遣唐使の判官小野滋野の上奏の末尾に簡単な「唐消息」があるほか、『日本後紀』桓武天皇・延暦二十四年（八〇五）六月乙巳條の大使藤原葛野麻呂の上奏には、かなり詳しい「唐消息」が伝えられている⁽²⁾。また、淳仁天皇・天平宝字二年（七五八）一二月戊申條には遣渤海使小野田守等の上奏として「唐国消息」がそのまま掲げられており、安史の乱の最中における唐の情勢に関する貴重な情報となる。こうした事柄は、六国史を日頃用いている日本史の研究者には常識であるかも知れないが、遣唐使や遣渤海使の報告に見られる唐の情勢について、中国史の見地から全般的に検討した先行研究はないようなので、そのような考察を試みようと思ひ立った次第である。

元々粟田真人の第八次以後の遣唐使による唐の報告を以上の観点から纏めてみようかと企図したが、「伊吉博徳書」についても唐側の史料と照合しながら検討すると、これまで気が附かなかった唐に関する情報をそこから引き出す

ことができる。そこで本稿は二部に分けて、本稿の第一部で「伊吉博徳書」に関する考察を記し、別稿の第二部で『続日本紀』以降の六国史に記された九世紀・一〇世紀の遣唐使等による「唐消息」について考察することとしたが、論文名の本題は当初の意図に従って「遣唐使・遣渤海使の報告に見る唐の情勢」で統一することとした。⁽³⁾なお、『日本書紀』については多くの研究書や解説書があるが、本稿で引用する底本としては坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』下、岩波書店、一九六五年、岩波文庫版第四冊、一九九五年を用い、原文に続けて同書の読み下し文を添えることとした。また、句読点については私見に従って唐代の史料と同様の句読を施した。

二 第四次遣唐使と朔旦冬至の朝賀

初めに、『日本書紀』所引の「伊吉博徳書」関係の史料を掲げると、以下の通りである。

- ① 伊吉博得言、學問僧惠妙於唐死、知聰於海死、智國於海死、智宗以庚寅年付新羅船歸、覺勝於唐死、義通於海死、定惠以乙丑年付劉德高等船歸、妙位・法勝・學生氷連老人・高黄金并十二人、別倭種韓智興・趙元寶、今年共使人歸。（孝德天皇白雉五年二月條原注）（伊吉博得が言はく、學問僧惠妙、唐にして死せぬ。知聰、海にして死せぬ。智國、海にして死せぬ。智宗、庚寅の年を以て、新羅の船に付きて歸る。覺勝、唐にして死せぬ。義通、海にして死せぬ。定惠、乙丑の年を以て、劉德高等が船に付きて歸る。妙位・法勝・學生氷連老人・高黄金、并て十二人、別に倭種韓智興・趙元寶、今年、使人と共に歸れりといふ）

- ② 伊吉連博徳書曰、同天皇之世、小錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等二船、奉使吳唐之路。以己未年七月三日、發自難波三津之浦。八月十一日、發自筑紫大津之浦。九月十三日、行到百濟南畔之嶋、々名母分明。以十四

日寅時、二船相從放出大海。十五日日入之時、石布連船、橫遭逆風、漂到南海之嶋、々々名爾加委、仍爲嶋人所滅。便東漢長直阿利麻・坂合部連稻積等五人、盜乘嶋人之船、逃到括州、々々縣官人送到洛陽之京。十六日夜半之時、吉祥連船、行到越州會稽縣須岸山。東北風、々々太急。廿二日、行到餘姚縣、所乘大船及諸調度之物留着彼處。潤十月一日、行到越州之底。十五日、乘驛入京。廿九日、馳到東京、天子在東京。卅日、天子相見問訊之、日本國天皇平安以不。使人謹答、天地合德、自得平安。天子問曰、執事卿等、好在以不。使人謹答、天皇憐重、亦得好在。天子問曰、國內平不。使人謹答、治稱天地、萬民無事。天子問曰、此等蝦夷國有何方。使人謹答、國有東北。天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有三種、遠者名都加留、次者名鹿蝦夷、近者名熟蝦夷、今此熟蝦夷、每歲入貢本國之朝。天子問曰、其國有五穀。使人謹答、無之、食肉存活、天子問曰、國有屋舍。使人謹答、無之、深山之中、止住樹本。天子重曰、朕見蝦夷身面之異、極理喜怪、使人遠來辛苦、退在館裏、後更相見。十一月一日、朝有冬至之會、々日亦覲、所朝諸蕃之中、倭客最勝。後由出火之亂、棄而不復檢。十二月三日、韓智興倭人西漢大麻呂枉讒我客、々々等獲罪唐朝、已決流罪、前流智興於三千里之外。客中有伊吉連博德奏、因即免罪、事了之後勅旨、國家來年必有海東之政、汝等倭客不得東歸。遂匿西京、幽置別處、閉戶防禁、不許東西、困苦經年。難波吉士男人書曰、向大唐大使觸嶋而覆、副使親觀天子、奉示蝦夷。於是蝦夷以白鹿皮一・弓三・箭八十、獻于天子。(齊明天皇五年七月戊寅條原注)(伊吉連博德書に曰く、同天皇の世に、小錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等が二船、吳唐の路に奉使さる。己未年の七月三日を以て、難波の三津の浦より發す。八月十一日に、筑紫の天津の浦より發す。九月十三日に、百濟の南の畔の嶋に行到る。嶋の名は分明しきこと母し。十四日の寅の時を以て、二船相從ひて、大海に放れ出づ。十五日の日入の時に、石布連が船、横に逆風に遭ひて、南の海の嶋に漂到ふ。嶋の名は爾加委といふ。仍りて嶋人の爲に滅されぬ。便ち東漢長直阿利麻・坂合部連

稻積等五人、嶋人の船に盗み乗りて、逃げて括州に到る。州縣の官人、洛陽の京に送り到る。十六日の夜半の時に、吉祥連の船、越州の會稽縣の須岸山に行到る。東北の風ふく。風太だ急し。廿二日に、餘姚縣に行到る。乗れる大船及び諸の調度物を、彼の處に留め着く。潤十月の一日に、越州の底に行到る。十五日、驛に乗りて京に入る。廿九日に、馳せて東京に到る。天子、東京に在します。三十日に、天子相見て問訊ひたまはく、「日本國の天皇、平安にますや不や」とのたまふ。使人謹みて答へまうさく、「天地德を合せて、自づからに平安なること得たり」とまうす。天子問ひて曰はく、「事を執れる卿等、好在りや不や」とのたまふ。使人謹みて答へまうさく、「天皇憐重みたまへば、亦好在ること得たり」とまうす。天子問ひて曰はく、「國內は平かなりや不や」とのたまふ。使人謹みて答へまうさく、「治天地に稱ひて、萬民事無し」とまうす。天子問ひて曰はく、「此等の蝦夷の國は何れの方に有るぞや」とのたまふ。使人謹みて答へまうさく、「國は東北に有り」とまうす。天子問ひて曰はく、「蝦夷は幾種ぞや」とのたまふ。使人謹みて答へまうさく、「類三種有り。遠き者をは都加留となづけ、次の者をは龜蝦夷と名け、近き者をは熟蝦夷と名く。今此は熟蝦夷なり。歲毎に、本國の朝に入り貢る」とまうす。天子問ひて曰はく、「其の國に五穀有りや」とのたまふ。使人謹みて答へまうさく、「無し。肉を食ひて存活ふ」とまうす。天子問ひて曰はく、「國に屋舎有りや」とのたまふ。使人謹みて答へまうさく、「無し。深山の中にして、樹の本に止住む」とまうす。天子重ねて曰はく、「朕、蝦夷の身面の異なるを見て、極理りて喜び怪ぶ。使人遠くより來て辛苦からむ。退りて館裏に在れ。後に更相見む」とのたまふ。十一月一日に、朝に冬至の會有り。會の日に亦觀ゆ。朝ける諸蕃の中に、倭の客最も勝れたり。後に出火の亂に由りて、棄てて復檢へられず。十二月三日に、韓智興が倅人西漢大麻呂、枉げて我が客を讒す。客等、罪を唐朝に獲て、已に流罪に決む。前ちて智興を三千里の外に流す。客の中に伊吉連博德有りて奏す。因りて即ち罪を免されぬ。事了りて後

に勅旨^{おほみこと}すらく、「國家、來らむ年に必ず海東の政有らむ。汝等倭の客、東に歸ること得ざれ」とのたまふ。遂に西の京に匿^{いまし}めて、別處に幽^{とら}へ置く。戸を閉^さして防禁^{ふせ}きて、東西^{たにかく}にすることを許さず。困苦^{たしな}むこと年を経ぬといふ。難波吉士男人書に曰はく、大唐に向ける大使、嶋に觸^ふきて覆る。副使、親ら天子に覲^みえて、蝦夷^{こし}を^こ示せ奉る。是に蝦夷、白鹿の皮一つ・弓三つ・箭八十を、天子に獻るといふ。

- ③ 伊吉連博德書云、庚申年八月、百濟已平之後、九月十二日放客本國。十九日發自西京、十月十六日、還到東京、始得相見阿利麻等五人。十一月一日、爲將軍蘇定方等所提百濟王以下、太子隆等諸王子十三人、大佐平沙宅千福・國辨成以下卅七人、并五十許人奉進朝堂。急引趨向天子、天子恩勅、見前放着。十九日賜勞。廿四日發自東京。(齊明天皇六年七月乙卯條原注)(伊吉連博德書に云はく、庚申の年の八月に、百濟已に平^{ことむ}けて後に、九月十二日に、客を本國に放^{ゆる}す。十九日に、西京より發つ。十月十六日に、還りて東京に到りて、始めて阿利麻等五人に相見ること得たり。十一月一日に、將軍蘇定方等が爲に捉^{かす}ゐられたる百濟の王より以下、太子隆等、諸の王子十三人、大佐平沙宅千福・國辨成より以下三十七人、并て五十許^{ばかり}の人、朝堂^{みかど}に奉進^{たてまつ}る。急に引^ひて天子^{みかど}に趨^ゆ向く。天子恩勅^{めぐ}みて、見前^{みまえ}にして放^{ゆる}着したまふ。十九日に、賜^{ねざら}ふ。廿四日に東京より發つ)

- ④ 伊吉連博德書云、辛酉年正月廿五日、還到越州。四月一日、從越州上路東歸。七日、行到檳岸山明。以八日鷄鳴之時、順西南風、放船大海、々中迷途、漂蕩辛苦。九日八夜、僅到耽羅之嶋、便即招慰嶋人王子阿波伎等九人、同載客船、擬獻帝朝。五月廿三日、奉進朝倉之朝、耽羅入朝、始於此時。又爲智興僊人東漢草直足嶋所讒、使人等不蒙寵命。使人等怨徹于上天之神、震死足嶋、時人稱曰、大倭天報之近。(齊明天皇七年五月丁巳條原注)(伊吉連博德書に云はく、辛酉の年の正月廿五日に、還りて越州に到る。四月一日に、越州より上路^{みちたち}して東に歸る。七日に、檳岸山^{みなみ}の明^{いた}に行^い到る。八日の鷄鳴^{あかつき}之時^{とき}を以て、西南の風に順ひて、船を大海に放つ。海中に途を迷ひ

て、漂蕩^{ただよ}ひ辛苦^{くるし}む。九日八夜ありて、僅^{ただ}に耽羅嶋^{たむらのしま}に到る。便^{すなわ}即^{すなわ}ち嶋人王子阿波伎等九人を招^をき慰^{なぐさ}へて、同じく客の船に載せて、帝朝^{みかど}に獻^{けん}らむとす。五月二十三日に、朝倉^{みかど}の朝に奉^{たてまつ}進^{すす}る。耽羅^{たむら}の入朝^{にちまつ}、此時に始^{はじ}れり。又、智興^{ちきう}が倭人東漢草直足嶋^{よこ}の爲に讒^{よこ}されて、使人等寵命^{みめぐみ}を蒙^あらず。使人等が怨^{あめ}、上天^{あめ}の神に徹^とりて、足嶋^{かむと}を震^{ふる}して死^{ころ}しつ。時の人稱^いひて曰^いへらく、「大倭^{やまと}の天^{あめ}の報^あ近^きかな」といへりといふ。

以上のうち、①は孝德天皇・白雉五年（六五四）二月條の高向玄理を押使とする第三次遣唐使発遣の記事の原注に引かれた文であり、学問僧や学生等の海上や唐における客死、あるいは無事の帰国について伝えている。⁽⁴⁾ その末尾に「別倭種韓智興・趙元寶、今年共使人歸」とあり、次の第四次遣唐使に名前の見える韓智興が、遣唐使一行とは別の「倭種」として使節と共に倭国に來たことを伝えている。倭種とは日本人との混血児であり、「韓」「趙」共に漢人に普通に見られる姓であるので、韓智興・趙元寶とも唐人と倭人との混血児であつたのであろう。⁽⁵⁾

次に、②は齊明天皇五年（六五九）七月三日に發遣された坂合部石布連と津守吉祥連の二隻の第四次遣唐使について、三日戊寅條に引用された文である。右に触れた韓智興の倭人（従者）の西漢大麻呂が一行を枉讒したために唐の罪に触れ、韓智興は流三千里に処せられたが、他の者は伊吉博德の奏によつて罪を免れた。しかし、「國家（唐朝）來年必有海東之政、汝等倭客不得東歸」とあるように、翌年の高宗の百濟征討を理由に一行は長安に幽閉されてしまった。この事實は、翌六六〇年の百濟の滅亡、そして六六三年の白村江の戦の敗北による最終的な百濟滅亡に至る伏線として、多くの研究者によつて論じられており、特に本稿で再説する必要はない。ここでは、唐代史研究の立場から注目される二、三の論点についてのみ指摘しておきたい。

この時の石布連の船は逆風で南海の爾加委という島に漂著し、島民の攻撃を受けたが、東漢長直阿利麻・坂合部連稻積等五人は島人の船を盗んで括州に到り、括州の官人によつて洛陽に送られた。後述のように、津守吉祥等は一旦

長安に行つてから、高宗の後を追つて洛陽に行つていたので、東漢長直阿利麻等も一度長安に行つてから洛陽に至つたのか、苦心して括州に至つたので津守吉祥等より遅く括州を發つて、直接洛陽に行つたかしたのであらう。

吉祥の船はいったん越州会稽県の須山岸に到つたが、そこで大風に遭つて越州の餘姚県に到つた。船や調度は餘姚に置いて閏一〇月一日に越州の底（治所の会稽県か）に到り、同月一五日に馭馬に乗つて長安に到着、十日前の五日戊寅に長安を發つて洛陽に赴いた高宗を追ひ、二九日に馳せて東京洛陽に到着した。使節は翌三〇日に高宗に見えて日本や蝦夷の情況について細かな質問を受けている。⁽⁶⁾翌日の十一月一日には朝廷で「冬至之會」即ち朝賀があり、「々（會）日亦觀、所朝諸蕃之中、倭客最勝」、即ち朝賀で高宗に觀^{まみ}えた諸蕃の中で倭の使節が最も勝れていた、と自讃している。もつとも、続いて「後由出火之亂、棄而不復檢」とあるので、朝会の宴席の準備か何かの失火により、以後の行事は中止となつたようである。その後、一二月三日に先に述べた西漢大麻呂の讒言の件があり、高宗の勅旨で使節は長安に幽閉されるに至るが、ここでは洛陽の冬至の朝賀の場で諸蕃の使者が高宗に觀^{まみ}えたことに注目したい。なお、この時の会見については伊吉博德書に続いて難波吉士男人の書も引かれており、ここでは副使の津守吉祥が「天子に親觀して蝦夷を奉示し」、蝦夷が白鹿皮一・弓三・箭八十を天子に献じたと伝えている。これはそのまま事実として受け取つて良いであらうが、有徳の天子の世には肅慎が楷^{こし}矢^しを献上する、という古代中国の伝承⁽⁷⁾を意識した演出であつたのかも知れない。

漢代以来、中国王朝では正月元日と冬至とに百官を朝廷に集めて、新年や冬至の到来を祝う朝賀の礼が行われた。特に正月元日の朝賀は京官以外に年末の報告に上京した地方官や諸蕃の使者も集めて行われ、その後の宴会である会の儀礼と併せて元会といわれて、王朝の統治が地方のみならず異域にも及んでいたことを視覚的に確認する重要な役割を果たした。⁽⁸⁾そのせいか、唐代の史料では朝賀の実施例は正月元日の場合しか確認できない。⁽⁹⁾しかし、この伊吉博

徳書によって、冬至にも皇帝の親臨する朝賀の礼の行われたことが確認できるのであり、これは唐代の皇帝の儀礼を考える上で貴重な情報を伝えた例である、と言うことができる。

また、この時には津守吉祥らは越州から駅馬を乗り継いで一五日で長安入りし、「馳到東京」とあるので、長安から騎馬（同じく駅馬か）で同様に二週間で洛陽に到っている。『旧唐書』卷四〇・地理志三・江南東道條では越州は会稽を治所とし、京師（長安）からは三七二〇里、東都（洛陽）からは二八七〇里である。また、洛陽は長安から東に八五〇里である。従って、津守吉祥らは長安までは一日二四八里、洛陽を目指して長安を出発したのが閏一〇月一七日だとすると、洛陽までは一日六五里強で移動したことになる。当時の一里を五百メートル程とすれば、越州—長安間は一日一二四キロの強行軍で移動したことになる（『追記』参照）。復原唐公式令（開元七年令・開元二五年令）第四四條では、唐朝の行程は馬では一日七十里、徒歩及び驢馬では五十里、車では三十里、河川の場合でも空船で黄河で四十里、長江で五十里（以上溯上する場合）等である。以下に述べるように、閏一〇月三〇日に津守吉祥らは高宗に謁見して種々の質問を受け、さらにその翌日の十一月一日には朝賀に参加している。十一月一日に朝賀があったということは、この年の冬至は一九年に一度、十一月朔日と冬至とが合致する朔旦冬至であったのであり、その時の朝会も当然重視されていたと想定される。公式令に定められた以上の行程以上の強行日程で津守吉祥らが洛陽に到ったのは、朝会に間に合わせるためであったのであろう。東野治之氏は、遣唐使が東シナ海でしばしば遭難したのは、正月の朝賀に合わせるために季節風を無視して出発したからである、と指摘しているが、この時の遣唐使も百済征討のために洛陽に行幸していた高宗によって、朔旦冬至の朝賀に参列することを強く要請されていたのであろう。

三 洛陽における献俘儀礼

ところで、本遣唐使の前の第三次遣唐使について、『唐会要』巻九九・倭国條には（『新唐書』日本伝にも同様の文がある）、

永徽五年（六五四）十二月、遣使獻琥珀・瑪瑙、琥珀大如斗、瑪瑙大如五升器、高宗降書慰撫之、仍云、王國與新羅接近、新羅素爲高麗・百濟所侵、若有危急、王宜遣兵救之。

とある。高宗は通例として正月元日の朝賀を行っていたと考えられ、右の記事は一二月のことであるので、翌永徽六年正月元日には朝賀の礼が行われ、そこには第三次遣唐使も参加したのであろう。また、ここでは高宗の口から唐の新羅寄りの姿勢が明確に示されており、倭国の百濟寄りの姿勢についても高宗は把握していたのであろう。^⑪伊吉博徳書では、倭国の使節は高宗から天皇のこと、倭国内の統治のこと及び同行させた蝦夷のことについて尋ねられ、特に蝦夷に関する問答について詳しく報告している。天皇やその統治について聞かれている点は、『隋書』倭国伝の開皇二〇年（六〇〇）の文帝と遣隋使との問答を彷彿させるが、新羅寄りの姿勢を示すようにという、第三次遣唐使に対する高宗の率直な要求からすれば、高宗と第四次遣唐使との問答は、『日本書紀』の伊吉博徳書に伝えられている内容に止まらず、もっと厳しい内容であったのではないか。同年末の長安での幽閉は、西漢大麻呂の讒言の有無に拘わらず、起こるべくして起こったのであろう。則天武后の陰に隠れているように語られる高宗であるが、東アジア諸国の動静は的確に把握していたのではなかろうか。

実は、この頃は高宗自身にとっても大きな転換の時期であった。建国以来の重臣層の反対を押して王皇后を廃し、昭儀の武照を皇后に立てたのは永徽六年（六五五）の一〇月であった。しかし、第四次遣唐使が長安の監禁を解かれ

た翌月の顕慶五年（六六〇）一〇月から高宗は風眩（癩癩）に苦しんで眼が不自由になり（『資治通鑑』卷二〇〇）、野心家の武后に政治を委ねたことが中国史上唯一の女性皇帝の政権である周（武周）の創建に繋がってゆく。即ち、第四次遣唐使が高宗に謁見した顕慶四年閏一〇月は、武后が政治家として台頭する直前の時期であった。高宗自身は同月五日戊寅に長安から洛陽に向けて出発し、二五日戊戌に洛陽に到っている。その後、朔旦冬至の朝賀を終えた高宗は翌顕慶五年正月に并州（山西省太原市）に行幸し、二月から四月まで滞在して再び洛陽に戻った。洛陽を離れたのはその翌々年の龍朔二年（六六二）三月で、四月庚申朔日に漸く長安に戻っている。并州は唐の高祖李淵が旗揚げした所であると同時に、則天武后の武氏一族の出身地でもある（王皇后の出身地でもあるが）。六五九年閏一〇月から六六二年三月までの洛陽滞在と、その間の六六一年の二箇月に及ぶ并州行幸とには、武后の立后が何らかの形で関係していたのであろう。第四次遣唐使の一行は高宗謁見後に高宗不在の長安に送られたのであり、そのこと自体が百済征討の情報漏れを防ぐ意図を持っていたのであろう。

なお以上から明らかなように、高宗自身は百済征討のために洛陽から東進することはなかった。この点は、自ら遼水を渡った貞観十九年（六四五）の太宗の高句麗征討の場合とは大きく相違している。

次に③の「伊吉博徳書」では、第四次遣唐使は庚申年（顕慶五年、六六〇）八月に唐将の蘇定方が百済を滅ぼした後、翌月の九月に長安を解放されて一〇月に洛陽に到っている。一月一日に蘇定方は捕虜とした百済の義慈王・太子扶餘隆等王子一三人、大佐平沙宅千福・国辨成以下三七人、併せて五〇人許りを朝堂に奉進しているが、『旧唐書』高宗紀上・同年條には

十一月戊戌朔、邢國公蘇定方獻百濟王扶餘義慈・太子隆等五十八人俘於則天門、責而宥之。

とある。則天門は洛陽城皇城の三つある南門の中央の門で、中宗の神龍元年（七〇五）に武后の尊号を避けて応天門

と改称した。『資治通鑑』や『新唐書』高宗紀では、蘇定方による義慈王等の献上の記述はより簡略であるが、『旧唐書』卷一九九上・東夷伝百濟伝・顯慶五年條では「虜義慈及太子隆、小王孝・演、僞將五十八人等、送於京師、上責而有之」とあり（『新唐書』百濟伝には該当する記述はない）、『三国史記』卷二八・百濟本紀第六・義慈王には

定方以王及太子孝（隆の譌）、王子泰・隆（孝の譌）・演及大臣將士八十八人・百姓一萬二千八百七人送京師。

とある。以上の記述を比べると、全体の人数や皇子の名前を除けば、伊吉博徳の報告は右の三種の引用文と基本的に一致しており、大佐平沙宅千福・国辨成という百濟貴族の名は他の史料に見られない貴重な情報となる。

また、『旧唐書』高宗紀上では則天門となっている献俘の場所が、「伊吉博徳書」では朝堂と表現されているのも興味深い。徐松『唐兩京城坊攷』卷五・東京に拠れば、洛陽城では長安の承天門に相当するのが応天門であり、その前の横街の東に東朝堂、西に西朝堂がある。『資治通鑑』卷一八七・武徳二年（六一九）四月戊申條の後には「世充（王世充）按轡徐行、語之曰、……今於門外設坐聽朝、宜各盡情。又令西朝堂納冤抑、東朝堂納直諫」とあって、隋の煬帝の孫の皇泰主に禪讓を強要して皇帝を名乗った王世充が、洛陽城の門外に坐を設けて朝政について庶民に聞こうとしたり、東西の朝堂で冤罪に対する訴えや政治に対する諫言を聞こうとしたりしたことを記している。王世充が即位したのは洛陽であり、『資治通鑑』に拠っても隋の洛陽城にも朝堂があったことになるが、そのことと、それが応天門外の横街にあることが「伊吉博徳書」で確かめられるわけである。ただ、王世充のこの試みはすぐに止められており、ここでの東西の朝堂のしつらえは単なるブースであったのかも知れない。因みに、次に述べる長安の東朝堂には肺石、西朝堂には登聞鼓があるが、肺石は冤罪を訴える者が乗る赤い石、登聞鼓は天子を諫めようとする庶民が打つ太鼓である。王世充が西朝堂で冤抑を納め、東朝堂で直諫を納めたとすれば、肺石と登聞鼓との配置は以下の唐の長安の場合とは逆になっている。

日本では前期難波宮から朝堂院があり、藤原宮以降は大極殿の前（南側）に朝堂院が存在した。そこで、日本の朝堂院の源流として中国の朝堂が注目されるが、史料からは唐の長安の朝堂は、日本の朝堂院のように建造物を左右に備えた場所としては復原できない⁽¹³⁾。長安では太極宮の南門である承天門の前の横街の左右に東朝堂、西に西朝堂があり、東朝堂には肺石、西に西朝堂には登聞鼓が設けられているが、日本のように朝政の場としての機能は有していない。そこで岸俊男氏は、唐の朝堂では本来の機能はかなり退化し、肺石・登聞鼓を中心にむしろ冤抑、直諫の場という意識が強くなっており、政事の場としては皇城内の諸官衙が朝堂としての役割を果たすようになった、と推測している⁽¹⁴⁾。右の「伊吉博徳書」の朝堂と『資治通鑑』の記事とは、この点を考える上で参考となるであろう。

「伊吉博徳書」の次の文「急引趨向天子、天子恩勅、見前放着」は、『旧唐書』高宗紀上の「責めて之れを宥す^{ゆる}」という文に対応した記述であり、第四次遣唐使に関係した文ではないであろう。つまり、義慈王等は応天門の前に引き据えられたあと直ちに高宗の前に連れて行かれ、高宗が恩勅を降してその場で（見前の見は現と同義）彼等を許したのであり、これによって唐代の捕虜献上儀礼の一例が確認されたことになる⁽¹⁵⁾。また、朝堂が献俘儀礼の場となった、という事実は長安の朝堂を含めて中国史料には無い記述ではなからうか。第四次遣唐使自身は暫く後の十一月一九日に至って賜労されている。送別の宴会を賜われたのであろう。二四日に洛陽を出発し、④の伊吉連博得書に拠れば翌年の辛酉年（顕慶六年、二月に龍朔と改元、六六一）正月二五日に越州に戻った。一行は四月一日に越州から帰国することになるが、その後の記述については本稿では言及しない。

「伊吉博徳書」は従来もよく取り上げられていたが、中国側の史料に照らすと彼等が長安に送られた段階から、翌年の唐の百濟征討に関する情報の漏洩が警戒されていたことも考えられるし、義慈王らの奉進の様相や応天門の前が朝堂と表記されていることも、唐の献俘儀礼や朝堂に関する研究史の上では注目に値する情報となる。当然、本稿の

解釈以外に別の解釈もあるであろうが、日本の遣唐使の報告の一種と言える「伊吉博徳書」が、唐代史の史料としても活用できる一例となることは間違いないであろう。

四 おわりに

以上、「伊吉博徳書」に見える唐関係の記述について検討してきた。従来、「伊吉博徳書」は②の西漢大麻呂の讒言をきっかけとして長安に幽閉されたことと、その理由が翌年の唐の「海東之政」、即ち百済征討にあることを伝えた史料として知られてきた。もちろんその点は重要であるが、当時の高宗が洛陽から并州に行き、博徳等が長安に移送された時に高宗自身は長安に不在であったことを考えると、第四次遣唐使が洛陽から長安に移されたこと自体が強制的措置であった可能性は高いのではないか。その前の第三次遣唐使が高宗から新羅寄りの姿勢を取るように明言されていたことも、併せて考えるべきであろう。その他、顕慶四年（六五九）十一月朔旦冬至の洛陽における高宗の朝賀の札に関する記述は、唐代で正月元日以外に冬至にも皇帝自身による朝賀の札が行われたことを示す貴重な記録であり、③の顕慶五年の洛陽の朝堂における百済王扶餘義慈等の献俘の記述も、唐の洛陽における朝堂の存在と、唐における献俘儀札の貴重な情報とを伝えた史料となる。「伊吉博徳書」について、唐代の史料と対照しながらさらに検討を深めていくことも必要であろう。

註

（1）遣唐使の発遣次数については、百済鎮將に派遣された使節や計画のみで実施されなかったものを勘定に入れるか否か等

で異論がある。本稿では石井正敏「外交関係——遣唐使を中心に——」（村井章介・榎本渉・河内春人編『石井正敏著作集2 遣唐使から巡礼僧へ』、勉誠出版、二〇一八年、初出は一九九二年）の「遣唐使一覽表」に従う。これは遣唐使の発遣次数を最も多く数えた例である。

(2) 山内晋次「延暦の遣唐使がもたらした唐・吐蕃情報——『日本後紀』所収「唐消息」の基礎的研究——」（『史学雑誌』第一〇三編第九号、一九九四年、及び同氏「国際情報と律令国家」、荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係2 律令国家と東アジア』所収、吉川弘文館、二〇一一年、参照。

(3) 「伊吉博徳書」の従来の研究には以下の諸論文がある。坂本太郎「日本書紀と伊吉連博徳」、同氏『日本古代史の基礎的研究上 文献篇』所収、東京大学出版会、一九六四年、初出は一九六〇年。北村文治「伊吉連博徳書考」、坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集上』所収、吉川弘文館、一九六二年。山田英雄「伊吉連博徳書と地名」『新潟史学』第二号（一九六九年度）、一九七〇年。なお、以上の事情から「はじめに」の本文の第二段落まで、「遣唐使・遣渤海使の報告に見る唐の情勢（二）」『東方学』第一三九輯、二〇二〇年、とはほぼ同文である。

(4) 「伊吉博得言」の性格及びそこに挙げられた学問僧や学生の死亡あるいは帰朝の年次については、前註所掲山田「伊吉連博徳書と地名」が詳しく考察している。

(5) 註(3) 所掲坂本「日本書紀と伊吉連博徳」は、韓智興は韓人で日本に住み、日本の外交事務の手助けをしていた人である、とする。同論文二〇六頁。

(6) 註(3) 所掲坂本「日本書紀と伊吉連博徳」は、『三正綜覧』や『唐代の暦』に従って、顕慶四年閏一〇月は小の月で壬寅二九日が月末であり、卅日は二十九日の誤りであろう、とする。同論文二〇五頁。

(7) 『国語』魯語下に「仲尼曰、……昔武王克商、通道于九夷百蠻、……於是肅慎氏貢楛矢・石矐、其長尺有咫」とあり、『後漢書』東夷列伝の序文に「及武王滅紂、肅慎來獻石矐・楛矢」とある。唐以前の歴代の王朝でも、以下のような肅慎氏の楛矢献上の記述等が見える（すべて各皇帝の本紀に拠る）。

曹魏・陳留王（景元三年・二六二）夏四月、遼東郡言、肅慎國遣使重譯入貢、獻其國弓三十張、長三尺五寸、楛矢長一尺八寸、石矐三百枚、皮骨鐵雜鏑二十領、貂皮四百枚。

晉・文帝(司馬昭) (景元) 三年夏四月、肅慎來獻楛矢・石弩・弓甲・貂皮等、天子命歸於大將軍府。(前と同じ事実)

武帝 (咸寧五年・二七九・二月) ……肅慎來獻楛矢・石弩。

元帝 (太興二年・三一九) 八月、肅慎獻楛矢・石弩。

宋・孝武帝 (大明三年、四五九) 十一月己巳、高麗國遣使獻方物、肅慎國重譯獻楛矢・石弩、西域獻舞馬。

北魏・孝文帝 (太和十二年・四八八) 八月甲子、勿吉國貢楛矢・石弩。

宣武帝 (景明四年・五〇三) (八月庚子の後) 勿吉國貢楛矢。

(正始四年・五〇七・二月) 己未、勿吉國貢楛矢。

(永平四年・五一・八月) 癸巳、勿吉國獻楛矢。

(延昌元年・五二・八月) 丁亥、勿吉國貢楛矢。

孝明帝 (延昌四年・五一五) 冬十月庚午朔、勿吉國貢楛矢。

(熙平二年・五一七・一〇月) 丁酉、勿吉(諸本に年呂とあるのを『冊府元龜』卷九六九に拠って勿吉に改める―校勘記) 國貢楛矢。

北齊・文宣帝 (天保五年・五五四) 秋七月戊子、肅慎遣使朝貢。(楛矢献上の記述は無い)

(8) 渡辺信一郎『天空の玉座―中国古代の朝政と儀礼―』柏書房、一九九六年、参照。

(9) 唐代の朝賀については、金子修一『唐代長安的朝賀之礼』『唐史論叢』第一輯、二〇〇九年、及び金子修一・小澤勇司

『唐代後半期の朝賀之礼』、同誌第二輯、二〇一〇年、参照。

(10) 東野治之『遣唐使』岩波新書、二〇〇七年等を参照。

(11) 註(9) 所掲拙稿『唐代長安的朝賀之礼』一三一―一三三頁参照。

(12) 張九齡『唐丞相曲江張先生文集』の敕書を通読すると、開元二〇年(七三二)頃から二四年(七三六)まで、唐に接する諸国の情勢について玄宗の朝廷が細かく把握していたことが確認できる。『曲江集』敕書を読む会「唐 張九齡『曲江集』敕書内容総覧―卷八―」『史学研究集録』第四〇号、二〇一五年、「唐 張九齡『曲江集』敕書内容総覧―卷九―」、同誌第四一號、二〇一七年、「唐 張九齡『曲江集』敕書内容総覧―卷十―」同誌第四三號、二〇一九年、参照。

(13) 唐の長安における朝堂の存在とその役割とについては、佐藤武敏「唐の朝堂について」、難波宮址を守る会編『難波宮と日本古代国家』所収、塙書房、一九七七年、参照。

(14) 岸俊男『日本古代宮都の研究』第四章「難波宮の系譜」、岩波書店、一九八八年、初出は一九七七年、三六四頁。

(15) 唐の長安における献俘儀礼については、妹尾達彦「唐代長安の盛り場（中）」、北海道教育大学史学会『史流』第三〇号、一九八九年、参照。

〔追記〕二〇一九年六月一五日の同年度の国史学会大会において、本稿の元となる口頭発表を行ったところ、金澤正大氏から六月一日附けで『日本書紀』の誤謬」と題する詳細な書簡を頂いた。以下に原文を摘録して紹介する。

越州・長安間は三七二〇里で、閏一〇月一日から一五日までとして一五日間を要している。唐代の一里＝四四〇・五六〇mの中間値として一里＝五〇〇mとして、一日の旅程距離を計算すると一二四kmとなる。「唐公式令」では騎馬七〇里＝三五km、徒歩五〇里＝二五kmである。日本では「延喜式公式令」では最速の馬を約五〇kmとして、新城常三氏はさらに二割ほど早く走行出来たとして約六〇kmとしている（同氏『鎌倉時代の交通』一九六七年吉川弘文館頁二七四～九）。また徒歩の場合、旧日本陸軍では諸兵連合部隊二四kmを標準とし、自衛隊では八時間の行軍をすると、約二七km、一〇時間の行軍をすると、約三三km弱となる。以上から、一日の旅程距離は、馬で約六〇km、徒歩で約二五～三五kmといったところとなる。とすると、一日の旅程距離二二四kmは余りにも過大すぎる。

他方、長安・洛陽間は八五〇里で、一六日から二九日までと一四日間を要している。これにより一日の旅程距離を計算すると三〇・三六km、すなわち一日の旅程距離は約三〇kmです。これならば、「唐公式令」より早いですが、可能な距離であり、急いだことが分かります。

以上、二つの一日の旅程距離から見ると、越州・長安間は極めて過大で、不自然である。この矛盾は『日本書紀』の旅程日時記載に何らかの誤謬があったところから生まれたと推察出来る。『日本書紀』のでは九月二三日に余姚県に到着してから、一〇月を経て閏一〇月一日に越州を出発している。一月一日冬至朝賀に間に合わせるのに、一か月余も止まっ

たのであろうか。(越州の出発を) 閏一〇月ではなく、一〇月一日とすれば、一〇月は大月故、旅程日数は四五日、一日の旅程距離は約四一kmとなる。これは極めて強行軍であるが、馬を併用すれば不可能ではない。以上、『日本書紀』には誤謬があると推察する。なお、長安には行かず、直接洛陽に至った誤謬も考えられる。

以上、種々のデータを掲げた上での金澤氏の示教には感謝したい。しかし、唐公式令の歩行五〇里・馬行七〇里の規定の実効性を検討した中村裕一氏は、公用旅行の場合は歩行五〇里・馬行七〇里の規定を大きく上回る速度が検証され、以上の規定は公用旅行の長行専使(途中での使者の交代がなく、同一の官人が最後まで行く)が進むべき一日の最低距離を示すと考えるべきであろう、とする。さらに、長行専使の馬行の場合には、一日に約二百里程度進むのが常態であればこれ以上の速度が想定される、とする。また、唐の大赦文の末尾には、速やかな赦書の伝達を指示する「日行五百里」という文言の附加されることが多いが、長行専使の急使の駅伝では「日行五百里」に近い里数が想定できる、とする(同氏『唐代官文書の研究』中文出版社、一九九一年、第四章第八節「唐代文献にみえる文書伝達例とその速度」)。ただし、運河沿いの江南方面への伝達速度では「日行五百里」がほぼ実現されているが、その他の地方への伝達は日行百里餘りで、大赦の附帶文言は実現していない、とも指摘している(同氏『唐代制勅研究』汲古書院、一九九一年、第五章第四節「赦書日行五百里」)。また、『中国古代の年中行事』第四冊 冬——『汲古書院、二〇一一年、でも剣南西川軍の報告書は一日約二五〇里で伝達され、地方からの報告書が一日約一八〇里の行程で報告されたことも確認でき、館駅が最も整備された長安—洛陽間では駅伝を用いれば「赦書日行五百里」も可能であった、等と再説している。

以上は公文書や赦書の伝達という例であるが、一日百キロ程度の行程は実現不可能でないことが判る。また、新発見の北宋天聖令・厩牧令復原第四一條には「諸乘傳日四驛、乘驛日六驛」とあり、同じく不行唐令・厩牧令第三二條には「諸道須置驛者、每三十里置一驛」とあつて(天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組『天一閣藏明鈔本天聖令考証附唐令復原研究』中華書局、二〇〇六年)、伝馬を利用すれば一日四驛であるが、駅馬であれば一日六驛の行程で、出発点の駅を勘定に入れないければ六驛で一八〇里、即ち九〇キロ行くのが常態であつたことになる。また、『唐会要』卷四一・左降官及流人の天寶五載(七四六)七月六日の勅には「自今以後、左降官量状稍重者、日馳十驛以上赴任」とあり、やや重い左遷の処

分を受けた官僚には一日十駅以上の移動が求められている。これも、出発点の駅を勘定に入らなければ移動距離三百里以上となり、左遷の官僚では一日一五〇キロ以上の移動を求められる場合もあると言える。従って、遣唐使のような異民族の使者に對する接遇として相応しいか否かは別として、唐代には一日一二四キロ以上の移動は実現可能な距離なのである。従って、越州―長安間三七二〇里を一日で踏破することになる点については、本稿では「伊吉博德書」の記録を尊重しておきたい。

また、『続日本紀』光仁天皇・宝龜九年（七七八）一〇月三日乙未條の小野朝臣滋野の第一次遣唐使の報告では、この遣唐使は前年の八月二十九日に揚州に至り、一〇月一日に八五人で揚州を發つて長安を目指したが、百餘里行つたところで二〇人に制限され、結局四三人で長安に行くことになった。正月三日または一日に長安に着いているので、日程には余裕があったが、出發したのは揚州に着いてから一箇月半後である。また、『日本後紀』桓武天皇・延暦四年（八〇五）六月八日乙巳條の藤原葛野麻呂の上奏では、第一次遣唐使は前年の一〇月三日に福州城に着き、一月三日に上都（長安）に出發している、福州には丁度一箇月間滞在している。なお、葛野麻呂の上奏では、福州―長安間は七五二〇里であるが、昼夜兼行で進んで二月二日に長安の長樂駅に着いている。これは四九日間で、一日平均一五三里移動したことになる。その前の第一次遣唐使の小野滋野の報告の中には「屬祿山亂常、館驛彫弊」とあり、安史の乱後には駅制は衰えていたのであるが、それでもこれだけの距離の移動は可能だったのである。

従って、金澤氏の指摘のうち、越州城に一箇月ほど留め置かれたことの疑問については、第一次遣唐使・第一次遣唐使の例から見れば特に異とすべきところはない。円仁の『入唐求法巡礼行記』に拠れば、開成三年（八三八）八月一日に第一次遣唐使の大使藤原常嗣は揚州で淮南節度使李德裕に面会しているが、その入京が指示されたのは九月二〇日、實際に出發したのは一〇月五日であつて、揚州に二箇月間滞在中である。これは長安の武宗の詔を待つなどのことがあつたため、同様に長安からの指示を待っていたとすれば、第四次遣唐使が一箇月間越州城に留まつたことについては説明がつく。また、高宗自身が長安から洛陽に向けて出發したのは閏一〇月五日で、その前の閏一〇月一日に伊吉博德等は越州を出發しているので、唐側が初めから洛陽入りを彼等に指示していたとは考えられない。彼等は駅馬で長安入りしており、以上述べたところから駅制が整備、維持されていた唐初には、強行軍ではあるが駅馬を用いて一日百キロ以上の移動は可能であつた、と考へて差し支えないであらう。

